

広島県告示第三百一号

平成十七年広島県告示第千二百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成、縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿、書類等）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）の項中「及び同号ホ(1)」を「、同号ホ(1)並びに同号へ(1)四(イ)及び(ロ)」に改め、二の表食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の項中「同号へ(3)、(5)及び(12)」を「同号へ(1)二(イ)及び(ロ)並びに(2)三、(五)及び(六)」に改める。